

# 公立高校の授業料無償化及び高等学校等就学支援金の創設

22年度予定額 393,269,451千円（新規）

## 1 趣旨

家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、公立高校の授業料を無償化するとともに、高等学校等就学支援金を創設して、家庭の教育費負担を軽減する。

## 2 内容

### (1) 公立高校の授業料無償化

公立の高等学校（全日制、定時制、通信制）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）については授業料を徴収しないことと定めて、地方公共団体に対して授業料収入相当額を国費により交付する。

### (2) 高等学校等就学支援金の創設

私立高校生等に対して高等学校等就学支援金を支給（学校設置者が代理受領）し、授業料の一部を助成することにより教育費負担の軽減を図る。

#### ①対象

- ・国立及び私立の高等学校（全日制、定時制、通信制）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）
- ・国公立の高等専門学校（1～3学年）、高等学校の課程に類する専修学校・各種学校等

#### ②支給金額

学校種	支給上限額（年額）		
	国立	公立	私立
高等学校・中等教育学校(後期課程)			
全日制	118,800		※1 118,800
定時制	—		※1 118,800
通信制	—		※1 118,800
特別支援学校（高等部）	4,800		※1 118,800
高等専門学校（1～3学年）	※1 118,800	※1 118,800	※1 118,800
専修学校・各種学校等	118,800	118,800	※1 118,800

※1の学校に通う低所得世帯の生徒については、所得に応じて支給上限額を増額する。

年収250万円未満程度 237,600円

年収250万円～350万円未満程度 178,200円

## 3 経費の内訳

- ・公立高等学校授業料不徴収交付金 238,677,009千円
- ・高等学校等就学支援金交付金 154,186,064千円
- ・高等学校等就学支援金事務費交付金 373,384千円
- ・本省事務費 32,994千円

## 4 実施時期

平成22年4月（予定）